

第3回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和6年1月25日（木）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第3回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 現況証明申請について

議案第3号 南越前町農業振興計画の策定に係る意見の決定について

議案第4号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について

出席委員 9名		欠席委員 1名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4		4	岩端 猛志
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	初一 剛		
書記	用田 さおり		

議事録署名委員

8番 井上 重治 ㊟

9番 小不動 勝史 ㊟

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>皆さまお集まりですので、ただ今から第3回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日は、岩端委員より欠席の連絡をいただいておりますが、農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	<p>あいさつ</p> <p>それでは本日の総会に入らせていただきます。慎重審議の程、よろしくをお願いいたします。</p>
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、8番 井上重治委員と9番 小不動委員にお願いいたしたいと思っております。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>事務局よりご説明いたします。農地法第3条の申請とは、Aさんが所有する農地をBさんの所有にするという申請行為です。(農地のままで所有者が変わります)</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請ですが、3件ありますので、まとめてご説明させていただきます。</p> <p>では議案書は、1ページ番号①をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は越前市にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は●●さんです。申請地は牧谷●●他4筆の田 合計面積8,410㎡です。<small>ゆずりうけ</small>譲受後の●●さんの経営面積は、204,160㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページ赤色の→の先に赤色で塗りつぶしてある5箇所が申請地でございます。資料2ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、<small>ひとつめ</small>①農地のすべてを効率的に利用すること <small>ふたつめ</small>②必要な農作業に常時従事すること <small>みつめ</small>③周辺の農地利用に支障がないこと。この3つの要件を満たす必要があります。譲受人の●●さんは、担い手として今までもこの農地を耕作していますし、下牧谷の農地の約6割を利用権設定し耕作しております。転用後も今までもどおり耕作する予定ですので、先に説明しました許可する上での要件はすべて満たしていると考えられます。</p> <p>次に議案書1ページ番号②をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は越前市にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は金粕にお住まいの●●さんです。申請地は金粕●●他5筆の田 合計面積11,964㎡です。<small>ゆずりうけ</small>譲受後の●●さんの経営面積は、12,669㎡でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の3ページ赤色の→の先に赤色で塗りつ</p>

	<p>ぶしてある 6 箇所が申請地でございます。資料 4 ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、6 筆のうちの 4 筆は、●●さんと利用権設定し耕作をお願いしており、残り 2 筆を●●さんが畑として花や梅の栽培をしているそうです。また譲渡人と譲受人は兄妹関係にあたり、6 筆の土地を●●さんが 1/3、●●さんが 2/3 の割合で所有しているのですが、今回その●●さんの 1/3 所有権を全て●●さんへ譲渡する申請ですので、許可する上での要件は満たしていると考えられます。</p> <p>では 3 件目、議案書 1 ページ番号③をご覧ください。</p> <p>譲渡人は社谷にお住まいの●●さんで、譲受人は社谷にお住まいの●●さんです。申請地は社谷●●他 1 筆の畑 合計面積 237 m²です。譲受後の●●さんの経営面積は、3,692 m²でございます。</p> <p>位置につきましては、別にお配りしている資料の 5 ページ赤色の → の先に赤色で塗りつぶしてある 2 箇所が申請地でございます。資料 6 ページは現地確認の様子です。</p> <p>農地法第 3 条を許可する上での要件ですが、2 筆とも●●さんの母である●●さんが畑として今現在も耕作しており、売買による所有権移転後も今までどおり、畑として大根、ネギなど栽培していくそうです。このことから 3 条を許可する上での要件は満たしていると考えられます。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上重治委員さんをお願いします。</p>
井上重治委員	<p>はい、報告いたします。</p> <p>事務局長は、他の業務のため 17 日に現地確認を行い、1 月 18 日は、小不動委員と事務局、私の 3 人で現地確認を行ってまいりました。</p> <p>番号①についてですが、今現在も利用権設定し耕作している●●さんが、この農地を譲渡により譲り受けるため、3 条を許可する上での要件はクリアしておりますし、問題ないと判断できます。</p> <p>番号②についてですが、兄妹で 2/3 と 1/3 と所有している農地を今後の相続手続きのことを考え、兄へすべて譲渡するということです。耕作については、いままでどおり行うということですし、こちらも許可する上で問題ないと判断できます。</p> <p>最後に番号③についてですが、同じ集落内で、売買により所有権移転するということが、今までも譲受人の母が耕作している農地ということですので、許可する上での要件は満たしていると判断できます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局および井上委員さんからの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。</p>

【議案第2号 現況証明申請について】	
議長	次に議案第2号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、ご説明いたします。 議案書は2ページをご覧ください。 申請人は、湯尾にお住いの●●さんです。申請地は湯尾●●田 面積は128㎡でございます。 位置につきましては、資料7ページをご覧ください。赤色で塗りつぶしてある箇所が申請地でございます。資料8ページの写真は現地確認の様子です。 申請地は、当該住宅用車庫（ガレージ）が建っている場所にあたり、年月日は不詳であるが、数十年前から農地ではなくなっており、今後も農地としての利用予定はないことから、現況にあった地目に変更したいというものです。 以上で、説明を終わります。
議長	ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を小不動産委員さんをお願いします。
小不動産委員 (着座にて)	はい、報告いたします。 同じく1月18日に現地確認を行いました。 申請地は、湯尾小学校のすぐそばにあり、周辺も住宅に囲まれております。現場を確認しましたが、住宅前の車庫として利用しており、今後も農地としての利用はないということですので、現況証明について問題ないと思います。 以上です。よろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。
加藤委員	分からないので、教えてください。自分の土地（田）に車庫を建てるとするのは、自由に行えることなのですか？農業委員会の許可は必要ないのでしょうか。
事務局	いいえ。農業委員会の許可が必要になります。
加藤委員	ということは、許可を取らなかったということですね。
事務局	農業委員会への提出が何年度かということが分かっていない為、書類を探すことができません。農業委員会から許可を受けたが、登記することを忘れたケースや、農業委員会の許可が必要だということを知らずに建ててしまっているというケースがございます。
加藤委員	悪質な場合は、元に戻せと言えるのでしょうか。
事務局	はい。農業委員会から、元に戻すよう指導することはできます。
事務局長	今回の場合、住宅は農地転用をして建築していますので、そのあとで、車庫を建てたときには登記を忘れたのではないかと思います。
議長	他に質問はございませんか。 無いようでございますので、お諮りします。 議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

【議案第 3 号 南越前町農業振興計画の策定に係る意見の決定について】

【議案第 4 号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】

議長	次に、議案第 3 号「南越前町農業振興計画の策定に係る意見の決定について」、議案第 4 号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を一括して議題いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>議案第 3 号と議案第 4 号については、内容が共通しておりますので、一括して説明させていただきます。</p> <p>資料は、9.10 ページを確認ください。南越前町長から、農用地区域から除外する土地について農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号イに規定する意見の決定と南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定を求められています。</p> <p>内容の説明の前に除外の手続きにつきまして、ご説明いたします。</p> <p>町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地に住宅等を建設するときには農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。</p> <p>資料 14 ページをご覧ください。農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限りすることができます。その要件とは青の矢印下を確認いただき、①計画内容に必要性かつ適当性があり、農用地区域外に代替すべき土地がないこと②地域計画の達成に支障がないこと③農用地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的な土地利用に支障がないこと④担い手に対する農用地の利用の集積に支障がないこと⑤土地改良施設の有する機能に支障がないこと⑥土地基盤整備事業の完了後 8 年以上を経過しているものであること。</p> <p>以上の要件をクリアしなければ、基本的には除外は認められておりません。</p> <p>資料 11.12 ページの箇所では今回 2 件の除外申請がございました。そのうちの 12 ページの箇所については、上記の要件を全てクリアしましたが、11 ページの箇所については、令和 2 年度中山間地域総合整備事業南越前東部地区第 2 号工事の排水事業の受益地となり、上記の⑥の要件（土地基盤整備事業の完了後 8 年以上を経過しているもの）を満たしていません。（資料は 15 ページで確認できます）よって原則は農振除外ができません。</p> <p>しかし、資料 17 ページにすすんでいただき、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる 27 号計画）この計画に位置付けられた場合につきましては、農業振興に資する施設として、公益性が特に高いと認められ、土地改良事業完了後 8 年経過していない優良な農地であっても、線的整備であれば農用地区域から除外することも農地を転用することも可能となります。計画主体は町となり、対象となる施設は、農家住宅など地域の特性に応じた、農業の振興を図るために必要な施設となります。</p> <p>この 27 号計画に位置付けられるため、農振法施行規則第 4 条の 5 第 1 項第 27 号に定められた 14 の要件を満たさなければなりません。資料 16 ページをご覧ください。要件として、規模が妥当か、ほかに代替地がなかったか、効率的な農業利用に支障がないこと、農地の利用集積に支障がないこと、5 年以内に施設整備開始ができること、土地改良事業の実施に支障がないこと等あり、カタカナ（イ）のところになりますが、農業委員会の意見聴取についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるもので</p>

	<p>ございます。</p> <p>また、現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、日野川土地改良区、南条土地改良区、越前たけふ農漁協同組合にも意見照会中であります。</p> <p>資料の 18 ページをご覧ください。今後の流れはこれからご審議をしていただくこととなりますが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができましたら 30 日間の農業振興計画の公告縦覧を行い、次にまた 30 日間の農業振興地域整備計画の公告縦覧、最後に 15 日間の異議申出期間が終了しましたら、除外が完了し、それから後に農地転用の手続きをすることになります。</p> <p>では申請の内容について説明をさせていただきます。</p> <p>議案書 4 ページ番号①をご覧ください。</p> <p>変更箇所は東大道●●、東大道●●の田、面積 3,045 ㎡、3,055 ㎡で、所有者は東大道にお住いの●●さんと●●さんで、事業者は、南越前町です。除外する目的は、南条地区に宅地造成をして、町の活性化と人口減少の抑止により農業後継者の確保を促進しようとするものです。位置につきましては資料 11 ページ赤く塗りつぶしている箇所が除外予定地になります。ちょうど●●南側の農地になります。</p> <p>次に、議案書 4 ページ番号②ですが、変更箇所は西大道●●の田、面積 1,347 ㎡のうち 487.98 ㎡で、所有者は西大道にお住いの●●でございます。除外する目的は、●●さんと同居している申請者の●●さんが、農業後継者住宅の建築するものです。</p> <p>位置につきましては、資料 12 ページ赤く塗りつぶしている箇所東側道路沿いの一部が除外予定地になります。西側山の手にはちょうど●●がある場所です。</p> <p>2 件とも早急に計画実行に取り掛かりたいとの意向であります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>私から質問させていただきます。農業後継者住宅は、1,347 ㎡あるのですが、住宅を建てるのは、487.98 ㎡ということですか？</p>
事務局	<p>農振地から住宅建築で除外する場合、500 ㎡以下とする必要があるためです。</p>
事務局長	<p>もう一つ、福井県全体のビジョンとして、まずは農地を守りなさいという考えですので、住宅建築に必要最小限の面積のみを転用して、あとは、農地のまま守って行ってくださいということです。</p>
加藤委員	<p>2 点お聞きしたいのですが、497.98 ㎡以外はどうなるのですか。田のままですか？</p>
事務局	<p>はい。田のままです。</p>
加藤委員	<p>農業後継者住宅とは？申請者が農業をやっているという意味ですか。</p>
事務局	<p>はいそうです。</p>
事務局長	<p>農業を担う跡継ぎの住宅ということです。</p>
議長	<p>他に質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号及び議案第 4 号について、支障の有無は無いものとして認めてよろしいでし</p>

	<p>ようか。賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号および議案第4号について、本案件については、支障が無いものとして決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。ありがとうございました。事務局からその他ありましたらお願いします。</p>
【その他】	
事務局	<p>はい。本日は、ご審議ありがとうございました。事務局から1点連絡させていただきま</p> <p>す。</p> <p>資料が別にあると思いますが、県の農業会議より、農業委員会組織による「能登半島地震義援金」の募集についてという案内がありましたのでお知らせさせていただきます。</p> <p>その他の説明について以上です。</p>
議長	個人的に義援金を送りたい人は送ってくれということですね。
事務局	そうです。個人での振込となります。
事務局長	<p>今南越前町としましては、農林水産課の職員が昨日から珠洲市の避難所運営へ行っております。建設整備課の職員も下水管確認の応援に行っておりますし、給水車の配備もしております。また町からは義援金をお送りししておりますし、募金箱なども設置しております。</p> <p>それから今後2月3月には保健師介護職員が行く予定となっております。</p>
議長	避難所運営など福井県の指示があり動いているということですね。
事務局長	そうです。町から直接行くのではなく、県の指示のもとで調整しております。
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、本来ですと南越前町の農業委員会は、奇数月となっておりますので、3月になるのですが、県の中間管理事業による農用地利用集積等促進計画案を総会にかけること。それから令和6年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を開催する必要があるため、2月に臨時的に総会を行い、そのあと続けて、令和6年度農業用機械等利用標準料金設定協議会を行いたいと思います。別紙で協議会の委員名簿(案)がありますので参考にご覧ください。</p> <p>開催日は事務局案といたしましては2月21日(水)午後1時30分から総会、午後1時45分から農業用機械等利用標準料金設定協議会と考えております。皆様ご都合よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p> <p>それでは、次回は2月21日(水)午後1時30分から、この部屋、役場別館第1会議室で開催させていただきたいと思います。次回の開催通知は、改めて通知をさせていただきます。2月について現地確認はありません。</p> <p>以上をもちまして、第3回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不働会長職務代理者よりご挨拶をお願いします。</p>
小不働 会長職務代理者	<p>あいさつ</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p>
【閉会】 午後2時20分	